

横芝光町農業委員会 3 月第 1 3 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 3 月 2 9 日 (火) 午後 4 時～午後 5 時

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (1 2 名)

会 長	4 番	萩原 智夫	
会長職務代理者	2 番	鈴木 忠夫	
委 員	1 番	宇井 久	3 番 土屋 正明
	5 番	大川戸 直美	6 番 佐久間 正好
	7 番	佐久間 幸子	8 番 長峯 高明
	9 番	越川 雅彦	1 0 番 行木 栄一
	1 1 番	小野 秀明	1 2 番 平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 3 年度第 1 3 次農用地利用集積計画 (案) の承認について

日程第 5 議案第 4 号

横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の選考 (変更) について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年3月(第13回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 2番 鈴木忠夫委員、7番 佐久間幸子委員にお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和4年3月29日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、7件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から⑦の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、富下字上川の田、981㎡です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、町外に居住し農業を行っていないことから、自宅に近く管理が容易である譲受人へ売買により所有権移転するものです。

続きまして、2件目の申請地は、木戸字二十四割の田4筆、計4,739㎡です。2件目の譲渡人も1件目と同様に相続により農地を取得しましたが、町外に居住し農業を行っていないことから、専業農家を目指し規模拡大したい譲受人へ売買により所有権移転するものです。なお、譲受人の経営面積が15aとありますが、今回の面積を併せますと6,261㎡となり、許可要件の1つである権利取得後の農地面積50アール以上を満たします。

続きまして、3件目の申請地は、芝崎字三反田の田、492㎡です。体調面から耕作が困難となった譲渡人から同じ芝崎地区で農業経営を行っている譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

続きまして、4件目の申請地は、屋形字外沼の田及び畑、全3筆、計2,372㎡です。1件目・2件目と同様に譲渡人は相続により農地を取得しましたが、町外に居住し農業を行っていないことから、申請地の隣の農地を有し、利便性がよく、経営規模を拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。

続きまして、5件目から7件目までは譲受人を同じとする申請です。

5件目の申請地は、屋形字前原後の畑、736㎡です。

6件目の申請地は、屋形字前原後の畑3筆、計829㎡です。

申請地の隣接地で民泊を営む譲受人が宿泊者の収穫体験なども含め、自身が新規に農業経営を行いたいと、売買により所有権移転するものです。

続きまして、7件目の申請地は、牛熊字東耕地の畑5筆、計4,295㎡です。町外に居住し相続により農地を取得しましたが、農業を行っていない譲渡人から、5件目・6件目と同じ新規就農を目指す譲受人へ、賃借権を設定するものです。譲受人は新規就農のため、経営面積が0aとありますが、5件目から7件目の面積を併せます5,860㎡となり、許可要件の1つである権利取得後の農地面積50アール以上を満たします。また、就農にあたっては、20年程度の農作業経験を持つ方から指導を受けながら行うとのことでした。

	申請のありました7件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。 以上、議案第1号の説明とさせていただきます。
議 長	ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。 1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
3 番	3番 土屋です。この件は、譲渡人が町外に居住し、農業をしていないため、申請地が自宅に近く、管理が容易である譲受人へ売買により所有権移転をするものです。なお、申請地では、水稻の作付けを予定しているとのことです。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 2 番	12番 平山です。この件は、譲渡人が町外に居住し、農業をしていないため、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転をするものです。なお、申請地では、水稻の作付けを予定しているとのことです。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)

	賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
3 番	3番 土屋です。この件は、譲渡人が、体調が思わしくなく、耕作ができず経営規模を縮小するため、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転するものです。申請地では、水稻の作付けを予定しているとのこと。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 1 番	11番 小野です。この件については、農業をしていない譲渡人から、申請地の隣の農地を所有しており、譲受人が経営規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。なお、申請地では水稻の作付け、また、とうもろこし、また、ハウスを設置する予定と話していました。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 続いて5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 1 番	11番 小野です。この件については、譲受人が、隣接する家屋で民泊を営んでいることから、宿泊者が作物の収穫体験等ができるよう農地を取得したいと

	ということです。農地取得後は、ブルーベリー、また、さいまいもの作付けを予定しているとのこと。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、5件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 1 番	11番 小野です。この件は、5件目、7件目と同じ民泊を経営する譲受人が農地を取得するものです。説明は5件目の案件と同様となります。
議 長	説明が終わりましたので、6件目の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、6件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて7件目の案件については、私が担当委員となりますので、説明をさせていただきます。
4 番	4番 萩原です。この件については、5・6件目の案件と同じように、民泊を経営している方が、収穫作物の売買、経営規模の拡大をしたいという申請です。地区の推進委員と現地圃場を確認したところ良好な圃場であったことを確認しています。
議 長	説明が終わりましたので、7件目の案件について、質疑を許します。

6 番	6番 佐久間です。5件目6件目と7件目では場所がはなれていますが、どういった経緯ですか。
事務局	5件目6件目は所有権移転、7件目は賃貸借といった状況です。譲受人の本意としては、民泊経営している場所の近くで必要な農地がそろえば良かったと思われますが、かなわなかったということです。
4 番	本人が希望する十分な面積で、ブルーベリー作付けに適した農地が7件目の申請地であったということ。
6 番	町が、こういったところがあるよと話しをしたのですか。
事務局	町であっせんをしたものではなく、新規就農にあたり、3条の許可に必要なとなる経営面積を満たすため、自身で農地を賃貸借してくれる方を探して今回申請されました。
議 長	他にございますか。それでは、これにて質疑を終了し、7件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和4年3月29日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫 次のページをご覧ください。 今回の5条の許可申請は、1件です。 なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。 申請の土地は、木戸 字二割の畑、1,673㎡です。 太陽光発電事業を行っている譲受人へ、太陽光発電施設用地として、地上権の設定をするものです。 昨年度も地上権設定の案件がありましたが、「地上権」は他人の土地を使う権

利「借地権」の一種です。地主の承諾がなくても権利の譲渡や転貸ができるなど、「賃借権」と比べて、土地に対してより強い権利を持っています。近年では、太陽光発電パネルを設置するために地上権を設定するケースが増えているようです。

それでは、申請地と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、白磯青年館から北西へ約60mの位置にあります。

周囲には宅地も多く、農地の区分は第2種農地と判断でき、周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。

設備の概要ですが、ソーラーパネル288枚とパワーコンディショナー10台を設置し、49.5kwの発電出力です。今回の発電事業計画については、経済産業大臣の認定を受けており、東京電力への電力需給契約申し込みも済んでいます。

隣接農地所有者へは説明済みで、特に異議はなかったとのことでした。

転圧を行う程度で埋め立ては行なわず、外周にフェンスを施工する計画で、雨水は敷地内浸透としています。設置する工作物は高さが2.7m程度であるため、周囲の日照等の問題もないかと思われます。

また、土地改良区との協議も済んでいます。

工事期間は、令和4年7月1日から令和4年8月31日までを予定しています。

建設費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、必要な事業費が確保できる見込みであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。
この案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番

12番 平山です。本件は、土地改良区とも協議が調っており、隣接農地所有者へも事業内容を説明しているため、問題はありません。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。

6 番

地上権の設定期間はどうなっていますか。また、登記や期間の自動延長はあるのでしょうか。

事務局	申請では、21年間です。許可後に登記されると思われます。期間の自動更新はありません。
議長	他に質疑等ないようでしたら、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、この案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 日程第4 議案第3号 令和3年度 第13次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第3号 令和3年度第13次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和3年度第13次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。 令和4年3月29日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫 次のページをご覧ください。 今回の利用集積は、新規設定1件、再設定3件の合計4件です。 初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は資料に記載のとおりです。 利用権を設定する農地ですが、木戸字九十八割の畑2筆、計539㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。 次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は、すべて賃借権となります。 利用権を設定する農地ですが、再設定1件目は、宮川字鶴巻の田、4, 105㎡、期間は10年間です。 再設定2件目は、横芝字向根の田、全4筆、計1, 552㎡、期間は6年間です。 再設定3件目は、鳥喰下字蓮池の田、1, 044㎡、期間は6年間です。 なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

	以上、議案第3号の説明とさせていただきます。
議 長	ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。 はじめに新規設定の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について採決します。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員、よって新規設定については、原案のとおり決定しました。 続いて、再設定の案件について、一括して質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について一括して採決します。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員、よって再設定については、すべて原案のとおり決定しました。 日程第5 議案第4号 横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の選考(変更)について 上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第4号 横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の選考(変更)について 農業委員会等に関する法律第19条の規定により募集した農地利用最適化推進委員候補者の選考(変更)について、本会の議決を求める。 令和4年3月29日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫 次のページをご覧ください。 農地利用最適化推進委員候補者の選考につきましては、3月7日の定例総会で可決いただいたところですが、このうち、白浜地区の、伊藤竹春氏(尾垂六区)から、家庭の事情で、推進委員を引き受けることが困難であると3月15日に

	辞退の申し入れがありました。 推薦人であります尾垂六区行政総務員の伊藤政良氏に相談いたしましたところ、急な話でありましたが、区内の調整をしてくださり、3月18日に候補者変更の推薦届出書を提出いただいたことから、本日議案として提出したものです。 新たに候補者として推薦されたのは、尾垂六区行政総務員の伊藤政良氏です。 行政総務員の任期が3月末で満了となることもあり、協力を名乗り出てくださいました。伊藤政良氏は施設園芸でトマトを生産している専業農家で、JAちばみどりの施設園芸部長を務めるなど、農地利用最適化推進委員としても適任の方であると考えます。 なお、農業委員会等に関する法律第18条第4項に規定する欠格事由であります「破産手続き中の者、禁錮以上の刑罰を受けている者」については、該当ありません。 以上、議案第4号の説明とさせていただきます。
議 長	ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。 この案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員、よって議案第4号については、原案のとおり決定しました。 以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。 慎重審議ご苦労様でした。
事務局	以上をもちまして、令和4年3月(第13回)農業委員会定例総会を閉会します。